

身体障がい者等に対する 軽自動車税（種別割）減免制度について

川辺町では身体あるいは精神に障がいのある方が、障がいを克服し、健全な社会生活を営むことができるよう、一定の要件に該当する場合に軽自動車税（種別割）の減免を行っております。

身体障がい者等に係る減免は、身体障害者手帳等の区分に対象となる方が、軽自動車を所有し、申請をされることにより適用されます。（手続き等の詳細については、以下の1から5までをご覧ください）

1.減免を受けられる方の範囲は？

減免を受けられるのは、身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けられている方（以下「身体障がい者等」と総称します。）のうち、下表に該当し、さらに減免を受けられる軽自動車の要件も満たしている方となります。

*障がいが重複している場合、個々の障がいの等級により判断されます。詳しくはお問い合わせください。

(1) 身体障がい者の方【身体障害者手帳の交付を受けている方】

区 分	減免の対象となる等級	
	身体障がい者本人が運転する場合、生計を一にする方が運転する場合、常時介護する方が運転する場合	
視 覚 障 が い	1 級、2 級、3 級、4 級	
聴 覚 障 が い	2 級、3 級	
平 衡 機 能 障 が い	3 級	
音 声 機 能 障 が い	3 級（喉頭摘出による音声機能障害がある場合に限る。）	
上 肢 不 自 由	1 級、2 級、3 級	
下 肢 不 自 由	1 級、2 級、3 級、4 級、5 級、6 級	
体 幹 不 自 由	1 級、2 級、3 級、5 級	
乳幼児期以前の非進行性の脳 病変による運動機能障がい	上 肢	1 級、2 級、3 級
	移 動 機 能	1 級、2 級、3 級、4 級、5 級、6 級
肝臓の機能障がい	1 級、2 級、3 級	
心臓、腎臓、呼吸器、小腸、 ぼうこう、直腸の機能障がい	1 級、3 級	
ヒト免疫不全ウイルスによる 免疫機能障がい	1 級、2 級、3 級	

(2) 戦傷病者の方【戦傷病者手帳の交付を受けている方】

区 分	減免の対象となる項症
	身体障がい者本人が運転する場合、生計を一にする方が運転する場合、 常時介護する方が運転する場合
視 覚 障 が い	特別項症、1項症、2項症、3項症、4項症
聴 覚 障 が い	特別項症、1項症、2項症、3項症、4項症
平 衡 機 能 障 が い	特別項症、1項症、2項症、3項症、4項症
音 声 機 能 障 が い	特別項症、1項症、2項症（喉頭摘出による音声機能障がいがある場合に 限る。）
上 肢 不 自 由	特別項症、1項症、2項症、3項症、4項症
下 肢 不 自 由	特別項症、1項症、2項症、3項症、4項症、5項症、6項症、 1款症、2款症、3款症
体 幹 不 自 由	特別項症、1項症、2項症、3項症、4項症、5項症、6項症、 1款症、2款症、3款症
心臓・腎臓・呼吸器・小腸・ぼう こう・直腸・肝臓の機能障がい	特別項症、1項症、2項症、3項症

(3) 知的障がい者の方【療育手帳の交付を受けている方】

療育手帳に記載された障がいの程度が「A」、「A1」もしくは「A2」の方。

(4) 精神障がい者の方【精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方】

精神障害者保健福祉手帳に記載された障がいの程度が「1級」の方。

2.減免を受けられる軽自動車は？

減免を受けられる軽自動車は、下表の所有者の欄に区分される該当者が、自動車検査証の所有者欄に記載されていること。ただし、所有権保留（ローン等支払いによる）ものは、使用者欄に記載されていること。

身体障がい者等の区分	所 有 者	運 転 者	使 用 目 的
年齢18歳以上の身体障がい者、戦傷病者	身体障がい者等本人	身体障がい者等本人 生計を一にする方 常時介護する方	身体障がい者等の通学、 通院、通所または生業の ために使用する
年齢18歳未満の身体障がい者、知的障がい者、 精神障がい者	身体障がい者等本人 生計を一にする方	身体障がい者等本人 生計を一にする方 常時介護する方	

※減免を受けられる自動車は、普通自動車及び軽自動車を含めて、「1人の身体障がい者等につき1台」
です。

3.減免申請の手続きは？

区 分		申請期限（注2）	提出先
軽自動車を新規に取得した場合	<u>身体障害者手帳等が減免の要件に該当している方が…</u> ・新車を購入（新規登録）した場合 ・他都道府県ナンバーから岐阜県ナンバーに変更（管轄変更登録）した場合 ・岐阜県ナンバーの軽自動車を取得（移転登録）した場合 ・ナンバーのついていない中古車を取得（中古新規登録）した場合（注1）	納期限まで	川辺町 税務課
既に軽自動車を所有している場合	減免の要件に該当している 身体障害者手帳等を交付された場合		

（注1） 自動車検査証の変更登録（所有者・住所地等）が必要なものについては、4月1日までに変更登録をする必要があります。

（注2） 申請期限を過ぎると減免は受けられません。

4.申請に必要な書類は？

- （1）減免申請書
- （2）障がい者であることを証するもの
 身体障がい者の方…身体障害者手帳
 戦傷病者の方 …戦傷病者手帳
 知的障がい者の方…療育手帳
 精神障がい者の方…精神障害者保健福祉手帳
- （3）運転免許証（コピー可）
- （4）自動車検査証（コピー可）
- （5）マイナンバーカード（個人番号カード）または通知カード（コピー可）

（注1）「生計を一にする方」が運転する場合は、専ら身体障がい者等の通学、通院、通所、もしくは生業のために、軽自動車を使用されることが条件です。このため、身体障がい者等が長期間病院に入院している場合は、減免の対象となりません。また、身体障がい者等が社会福祉施設に入所している場合は、生活の場が施設にあり、運転者と生計を一にしていると認められません。

（注2）「常時介護する方」が運転する場合、身体障がい者等のみで構成される世帯の身体障がい者等の通院、通所等のため、週3日以上、かつ1年以上継続的に軽自動車が運行されることが条件です。

5.その他の注意事項

次の例のように、年度の途中で減免要件に該当しなくなったときは、翌年度以降は減免を受けることができませんのでご注意ください。

- (1) 身体障がい者等本人のために軽自動車を使用しなくなったとき。
- (2) 身体障がい者等本人が亡くなったとき。
- (3) 身体障がい者等本人と運転者が生計を一にしなくなったとき（施設入所、長期入院を含む）。
- (4) 身体障がい者等と生計を一にしている方が所有者で、身体障がい者等が18歳以上になったとき。
- (5) 減免を受けている軽自動車の車検の有効期間が経過し、使用していないとき。

お問い合わせ

川辺町 税務課 軽自動車税担当
0574-53-2514 (税務課直通)